



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.150

発行：東濃西部広域行政事務組合

クーリング・オフ制度

契約が成立すると、消費者は代金を支払う義務を負い、事業者は商品やサービスを提供する義務を負います。契約は当事者が互いに納得したうえでの約束事ですので、一度契約を締結すると、当事者はその契約内容に拘束されます。したがって、理由なしに「やっぱり契約はなかったことにしたい」と言っても通りません。ですが、一度した契約を無条件でやめることができる制度がクーリング・オフ制度です。これは、当事者はいったん成立した契約に拘束されるという民法の基本的なルールの例外です。

クーリング・オフ制度は、訪問販売、電話勧誘販売などの特定の種類の「不意打ち的な契約」から消費者を守る制度なので、すべての契約に適用されるわけではありません。期間の制限もあります。不安に思うことがあれば早急に窓口にご相談ください。



こんな相談ありました



子どもが小さいので自宅でできる仕事をネットで探して、インスタグラムで見つけた副業広告から LINE に登録した。仕事の内容を通話しながら説明を受け、サポートプランの案内を受けた。330 万円のサポートプランを勧められ、代金は収益から支払えと言われたので、言われるがまま指示に従い、消費者金融から 240 万円借りる手続きをした。しばらく作業をしていたが、消費者金融から返済を求めるメールが来て、事業者に相談すると、返金するから電子書類にサインをするよう言われた。15 万円返金されたが、240 万円の借金が残った。

【SNS→LINE→通話で説明を受ける→消費者金融から借金→返金のため契約解除の和解合意書】副業トラブルは、この経緯が手口です。勧誘時の状況がわかる LINE の消去を指示される場合もあります。勧誘状況の証拠がなく、契約解除まで合意しているため、弁護士に依頼をしても返金を求めることは難しいと思われます。

3 月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	14 件
訪問販売	8 件
訪問購入	0 件
通信販売	16 件
連鎖販売	1 件
電話勧誘	9 件
送り付け商法	1 件
無店舗販売	0 件
不明・無関係	7 件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時 間／ 10:00 ～ 16:00

相 談／原則予約制

相談料／無料

予 約／相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課／ 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 市民協働課／ 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課／ 54 - 1111

E-mail 相談／ kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業